

## “お知らせ” 合併後の住所の表示と変更手続き等について

10月1日に馬頭町と小川町が合併して「那珂川町」となることに伴い、住所の表示が変更になります。また、住所の表示が変わることにより変更手続きが必要になる場合があります。（下表のような事項については、ほとんどが変更手続きは必要ありません。）

住所の表示は現在の大字の区域は変わらず、大字名について現在の名称からそれぞれ「大字」を削除した名称になります。（郵便番号は変更ありません。）

例) 那須郡馬頭町大字馬頭 番地 那須郡那珂川町馬頭 番地  
 那須郡小川町大字小川 番地 那須郡那珂川町小川 番地

### 【役場関係】

項 目	該 当 者	手 続 等
住民登録・本籍 (住民票・戸籍謄抄本)	住民登録、戸籍の記載がある方	住所変更の手続きは必要ありません。
住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありませんが、合併後、来庁された際にカードの変更内容を記載します。
印鑑登録証	印鑑登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在お持ちの印鑑登録証は、引き続き使用できます。
外国人登録証明書	外国人登録をされている方	合併後、来庁された際に登録証明書の変更内容を記載します。
原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	該当車両等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在のものをそのまま使用できます。 合併後の新規登録から新しい標識(ナンバープレート)と証明書になります。
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新町の被保険者証等は、9月下旬に各世帯に郵送します。
国民健康保険標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
老人保健法医療受給者証		
老人保健特定疾病療養受療証		
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証		
乳幼児医療費受給資格証	受給資格証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
ひとり親家庭医療費受給資格証		
重度心身障害者医療費受給資格証		
妊産婦医療費受給資格証		
介護保険被保険者証	被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
標準負担額減額認定証		
児童手当	受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
支援費受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁された際に変更内容を記載します。
療育手帳		
町税等の納税通知書	通知書等が送付されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 お手持ちの納税通知書等により納入してください。

【国・県関係】

項 目	該 当 者	手 続 等
旅券（パスポート）	旅券をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所等を各自で訂正してください。（ただし、他のページに書き込むことはしないでください。）
自動車運転免許証	免許証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、変更手続きをしてください。
自動車保管場所証明		住所変更の手続きは必要ありません。
猟銃等所持許可証、鉄砲・刀剣類所持許可証等	許可証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 所持許可、更新申請等の手続きの際に併せて変更手続きをしてください。
軽自動車（三輪・四輪） 普通自動車及び小型二輪車（250ccを超えるもの） 軽二輪車（125cc超～250cc）	該当車両を使用・所有されている方（自動車検査証等に記載の住所）	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡及び廃車される場合又は希望により変更される方は、変更手続きをしてください。
不動産（土地・建物）登記簿の表示及び所有者等の住所	土地の登記簿等に旧町の住所で記載されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更登録を希望される方は、「登記名義人表示変更登記」を申請してください。なお、登録免許税は非課税です。
会社・法人の本店又は主たる事務所修正及び代表者等の住所	旧町内に本店を置く会社・法人及び代表者等の方	住所変更の手続きは必要ありません。 馬頭町又は小川町に本店を有する会社等の本店及び主たる事務所は法務局で修正します。また、役員等の住所等については、合併前の町名、大字名を合併後の町名、字名とみなし、読み替える規定があります。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	年金の被保険者及び受給をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。
児童扶養手当 特別児童扶養手当 特別障害者福祉手当・障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）	手当を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
養育医療券		
育成医療券	医療券をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
一般特定疾患医療受給者証	受給者証をお持ちの方	
小児慢性特定疾患医療受給券	受給券をお持ちの方	

掲載しました手続き等については、主な内容です。ご不明な手続き、詳しい内容につきましては、証書等の発行窓口及び該当する届出機関窓口にお問い合わせください。また、合併後の庁舎案内や合併に伴う諸手続き等のお知らせについては、別途、暮らしのガイドブックを作成して町民の皆さんに配布します。